

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第70号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市宝が池公園の球技場の使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

1 使用料（超過使用料を除く。）

区 分			午 前		午 後		全 日	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	20,000 ^円	24,000 ^円	26,000 ^円	32,000 ^円	46,000 ^円	56,000 ^円
		その他の日	15,000	18,000	20,000	24,000	35,000	42,000
	入場料を徴収する場合	休日等	25,000	30,000	33,000	40,000	58,000	70,000
		その他の日	19,000	23,000	25,000	31,000	44,000	54,000
その他	入場料を徴収しない場合	休日等	60,000	73,000	78,000	96,000	138,000	169,000
		その他の日	45,000	55,000	60,000	74,000	105,000	129,000
	入場料を徴収する場合	休日等	75,000	92,000	99,000	121,000	174,000	213,000
		その他の日	57,000	70,000	75,000	92,000	132,000	162,000

2 超過使用料

区 分			使用料(1時間につき)	
			改正前	改正後
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	8,000 ^円	10,000 ^円
		その他の日	6,000	7,000
	入場料を徴収する場合	休日等	10,000	12,000
		その他の日	8,000	10,000
その他	入場料を徴収しない場合	休日等	24,000	29,000
		その他の日	18,000	22,000
	入場料を徴収する場合	休日等	30,000	37,000
		その他の日	24,000	29,000

(備考)

上記1及び2の表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとして

います。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第70号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

「

20,000円	15,000円	26,000円	20,000円	46,000円	35,000円
25,000	19,000	33,000	25,000	58,000	44,000
60,000	45,000	78,000	60,000	138,000	105,000
75,000	57,000	99,000	75,000	174,000	132,000

を

」

「

24,000円	18,000円	32,000円	24,000円	56,000円	42,000円
30,000	23,000	40,000	31,000	70,000	54,000
73,000	55,000	96,000	74,000	169,000	129,000
92,000	70,000	121,000	92,000	213,000	162,000

に改め

」

る。

別表第3備考以外の部分中

「

8,000円	6,000円
10,000	8,000

を

24,000	18,000
30,000	24,000

」

「

10,000 円	7,000 円
12,000	10,000
29,000	22,000
37,000	29,000

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)